

教育再生実行本部

次世代の学校指導体制実現部会
恒久的な教育財源確保に関する特命チーム
成長戦略のための人材教育部会
学校・家庭・地域の教育力部会

第八次提言

平成29年5月18日

自由民主党

教育再生実行本部

○ はじめに

平成24年10月、わが党の安倍総裁は、総裁就任直後から、経済再生と教育再生を日本再生の要として位置づけ、直属機関として「教育再生実行本部」を発足させました。

人格の完成を目指し、国家及び社会の形成者を育成するという改正教育基本法の理念を踏まえ、政権奪還後の平成25年1月からは、「人造りは国造り」を基本とし、政権与党として責任を持って日本を建て直すため、教育再生を実行するための主要な課題について逐次検討を行っています。

教育再生実行本部では、これまで、①英語教育、理数教育、ICT教育を中心とした「成長戦略に資するグローバル人材育成部会提言」(平成25年4月)、②「平成の学制大改革」、「大学・入試の抜本改革」、「新入材確保法の制定」などを盛り込んだ「第二次提言」(平成25年5月)、③教科書検定の在り方特別部会の「議論の中間まとめ」(平成25年6月)、④教育再生推進法(仮称)の制定に向けてその骨格を示した「第三次提言」(平成26年4月)、⑤教育投資・財源特別部会の「中間取りまとめ」(平成26年8月)、⑥チーム学校の推進、高等教育の成長戦略などを盛り込んだ「第四次提言」(平成27年5月)、⑦必要な教育投資とそのための財源の在り方に関する「第五次提言」(平成27年5月)、⑧格差克服のための教育、教育環境整備、高等教育、特別支援教育に関する「第六次提言」(平成28年4月)、⑨次世代の学校指導体制実現に関する提言、及び教育財源確保、高等教育改革、学校・家庭・地域の教育力充実に関する中間取りまとめを含む「第七次提言」(平成28年11月)を公表し、今後わが国が実行していく教育再生の方向性を示してきました。

更に、残された課題について重点的に検討を行うため、これまでの「格差克服のための教育財源検討部会」、「成長戦略のための人材教育部会」、「次世代の学校指導体制実現部会」、「学校・家庭・地域の教育力部会」の4つの部会及び「提言検証特別部会」に加え、新たに「国際的な道徳教育提言特別部会」及び「恒久的な教育財源確保に関する特命チーム」を設置し、本年2月以降、計32回に及ぶ集中的な議論を進めてまいりました。

このたび、「次世代の学校指導体制実現部会」においては緊急提言を取りまとめるとともに、「恒久的な教育財源確保に関する特命チーム」、「成長戦略のための人材教育部会」及び「学校・家庭・地域の教育力部会」においては提言を取りまとめ、これらをまとめた「第八次提言」を公表するに至りました。

今後、政府・与党一丸となって、迅速かつ確実に実現させることを強く期待します。

なお、教育再生実行本部としては、引き続き、教育再生の実行のための検討を進め、更に、提言等を取りまとめてまいります。

平成29年5月18日

自由民主党 教育再生実行本部
本部長 櫻田 義孝

次世代の学校指導体制実現部会
主査 馳 浩
主査代理 池田 佳隆 宮川 典子 上野 通子

恒久的な教育財源確保に関する特命チーム
主査 馳 浩
主査代理 左藤 章 福井 照

成長戦略のための人材教育部会
主査 山谷 えり子
主査代理 渡辺 博道 赤池 誠章 上野 通子
二之湯 武史 丸山 和也

学校・家庭・地域の教育力部会
主査 福井 照
主査代理 中根 一幸 石井 浩郎 上野 通子

「次世代の学校指導体制実現部会」緊急提言

(主査：馳浩 主査代理：池田佳隆、宮川典子、上野通子)

教師の長時間勤務の是正に向けた緊急提言

我が国の義務教育は、基礎的な教育段階として、極めて重要な意義を持っていることは論をまたない。国際的にもトップレベルの水準を維持しているのは、「知育・徳育・体育」をバランスよくはぐくむ日本型教育であり、教師の献身的な努力によって支えられてきた。

一方、学校現場をめぐる課題は、いじめ・不登校への対応、発達障害など障害のある子供、厳しい経済状況にある家庭等への対応など複雑化・多様化している。あわせて、新学習指導要領に基づき、新時代に必要な資質・能力を育成する必要があるなど、教師に求められる役割はますます増大している。

しかしながら、教師の勤務実態(※)は極めて厳しく、もはや教師個人の努力により対応できる限界を超えている。児童生徒への充実した指導を一層推進するためには、長時間勤務の状況を早急に是正し、教師が本来行うべき教育に関する業務に集中できるよう環境を整えなければならない。

このため、事態の重大性に鑑み、以下の取組みを早急を実施し「学校の業務改革・マネジメント改革」「教師の働き方改革」を行い、教師が、心身ともに健康を保持し、誇りや情熱を失うことなく、その使命と職責を遂行できる環境を整えられるよう、所要の措置を速やかに講じるための緊急提言を行う。

- ICT等を活用した厳格な勤務時間管理や業務の効率化を促すとともに、調査業務など学校業務を精選する。
- 事務職員や主幹教諭の配置を拡充し、副校長・教頭のサポート体制を充実するなどマネジメント体制を強化するとともに、部活動指導員や業務アシスタントなどの外部人材の一層の充実、学校運営協議会や地域学校協働活動の積極的な推進を通じ、チーム学校を実現する。
- 学校教育の成否を最終的に決するのは教師であることを踏まえ、不断の指導力向上の取組みとともに、その時間の確保のためにも、専科指導を担う教師の拡充や若手をサポートする教師の充実等教職員定数を拡充する。
- 優秀な人材を確保し、頑張っている教師の士気を高められるよう、給特法の見直しも含め、教師の勤務実態に応じた処遇となるよう改善を検討する。

※ 平成29年4月28日に速報値が公表された教員勤務実態調査によれば、10年前と比較して、小中学校の校長、副校長・教頭、教諭などいずれの職種においても、勤務時間が増加し、教諭の1か月の平均の時間外勤務は小学校教諭は70時間、中学校教諭は93時間、1か月の時間外勤務が月80時間を超える教諭は小学校で33.5%、中学校で57.7%。

「恒久的な教育財源確保に関する特命チーム」提言

(主査：馳 浩 主査代理：左藤 章、福井 照)

教育アベノミクス

「未来への投資」としての教育政策に関する提言

～国民一人ひとりの成長が社会を牽引する～

【社会背景等】

- 「人生 100 年時代」における働き方改革の必要性
～ 長い一生を、生涯を通じた学び直し・キャリアアップを通じて、未来に夢と希望を持つ ～
- 社会の諸課題への処方箋
～ 少子化・格差克服、社会の生産性・一人ひとりの資質能力の向上には、これまでとは次元の異なる教育投資が必要～
- 戦後 70 年余りを経た教育の普及・拡充に伴い、発想転換の必要性
(幼児教育から高等教育まで、全ての国民に等しく開かれた教育機会の提供)
～ 保護者による負担から、社会と個人が共同で支える仕組みへ ～
(注)高校進学率:42.5%(昭和 25)→約 99% /高等教育進学率:10.1%(昭和 30)→約 80%

これらを踏まえ、社会全体で教育投資を行う必要(幼児教育から高等教育まで)

特に、優先して取り組むこと

[幼児教育]

- 幼児教育の無償化 (0.7 兆円)
- 幼児教育・保育の質の向上 (0.3 兆円)

[高等教育] ～保護者負担から社会・個人の負担へ～

- 高等教育の無償化も視野に入れ、新たなスキームで更なる負担軽減

[財源イメージ]

- 税制改正、こども保険等による恒久財源確保の措置
- 合わせて、新たな制度をスタートさせるための教育投資の一環の財源として国債活用を検討
- ※ 高等教育については、公私負担割合を検討した上で、日本型 HECS 方式の導入を検討

(注) HECS (Higher Education Contribution Scheme) : オーストラリアの高等教育拠出金制度。在学中の授業料は無償とし、卒業後に所得に応じて源泉徴収により拠出金を納付。

上記に加え、高校教育の実質的無償化も含む教育費負担軽減や、大学改革等を進める。

これらの取組で一人ひとりの成長が社会を牽引する教育アベノミクスを実現!

教育アベノミクス

(「未来への投資」としての教育政策に関する提言)
～国民一人ひとりの成長が社会を牽引する～

1. はじめに

- これまで教育再生実行本部では、教育財源の在り方等について、「教育投資・財源特別部会」提言（平成 27 年 5 月 19 日）、「格差克服のための教育部会」第一次提言（平成 28 年 4 月 4 日）、「格差克服のための教育財源検討部会」中間とりまとめ（平成 28 年 11 月 30 日）において、
 - (1) 教育は、社会的インフラ、セーフティネットであり、教育投資を成長戦略に位置づけることは、日本の「稼ぐ力」を取り戻し、経済の好循環の確立や地方創生につながる原動力となること、
 - (2) 教育における格差の問題の放置は、我が国に経済的格差の固定化や拡大という深刻な危機をもたらしつつあり、一刻の猶予も許されないこと、
 - (3) 教育投資は未来への先行投資であり、社会的収益（税収増、社会保障費抑制等）をもたらす、公的にも便益が大きいこと、等について示してきたところである。

- この度、「恒久的な教育財源確保に関する特命チーム」では、以上の提言を踏まえながら、恒久財源を含め教育投資の財源確保に関して、有識者からヒアリングも行いながら、更なる検討を重ねてきた。今般、これまでの議論を踏まえ、以下のとおり、提言をとりまとめた。

2. 「人生 100 年時代」における働き方改革

- 平均寿命が大きく伸びると予想されるこれからの時代、「人生 100 年時代」の到来さえ予測しなければならない¹。人生 100 年を見据えたライフサイクルの中では、若年期に身に付けた知識や技能のみでもって、生き抜くことは不可能である。これまでの時代は、一人の人生のサイクルは「教育」、「仕事」、そして、「引退後」といった 3 つのステージで構成されていたが、これからの時代は、「仕事」のステージが長くなり、かつ、生涯に 2 つ、3 つの仕事を持つ「マルチ・ステージ」の時代へ移行すると考えら

¹ 「2007 年に生まれた子供の半数は 107 歳まで生きる」との考え方も既に示されている。（Human Mortality Database, University of California, Berkeley (USA) and Max Planck Institute for Demographic Research (Germany)）

れるからである。

- 長い人生を生きるためには、生涯を通して知識と時代の変化に応じたスキルの獲得に投資をすることが必要であり、「いつでも、どこでも、何度でも学べる環境」をつくること、特に、就労後を考えるならば、高等教育にアクセスしやすくするための制度改革と教育投資の充実を通じて真の生涯学習社会を実現することが不可欠である。
- これは、決して遠い未来の問題ではない。バブル崩壊後の長期低迷は、若者の雇用環境を直撃し、非正規雇用として十分な教育訓練を受けられない層を急増させた。いわゆる氷河期と呼ばれる世代は 40 代となりつつあり、個人の幸福はもとより、将来の社会保障の抑制のためにも、先に述べた真の生涯学習社会の実現は喫緊の課題と言える。
- 国民一人ひとりが、未来に夢と希望を持ち、生涯にわたり「働き甲斐」を実感して生きていけるよう、個々人の主体的な資質能力の向上に対して、積極的に支援するという視点に立つ教育施策が求められている。
- また、こうした社会を実現する前提として、これ以上の先送りが許されない国家の存立に関わる喫緊の課題として、①少子化の解消、②格差克服・機会均等、③社会全体の生産性の向上や国民の資質能力の向上が挙げられる。これらの課題への処方箋として最も有効かつ必要な政策は何をおいても、切れ目のない教育政策による人材育成である。そのためには、これまでとは次元の異なる抜本的な教育投資が求められていることを、社会全体のコンセンサスとして形成していくことが何よりも重要である。

3. 社会の諸課題への処方箋

(1) 少子化の解消

- この 30 年間、出生率は大幅に低下した。これまで、仕事と子育ての両立支援など少子化対策を取り続け、厳しい状況（平成 17 年出生率 1.26）から僅かに好転（その後出生率 1.3~1.4 程度で推移）はできた。しかしながら、まだ、少子化の克服にはほど遠い状況である。こうした状況下で、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）では、「半世紀後の未来でも、人口一億人を維持する」という姿を描いたが、その姿を実現するためには、これまでの延長線上にはない対策を取らなければならない。
- 一夫婦あたりの理想の子供数は 2.42 人であるのに対し、夫婦の最終的な平均出生子供数は 1.96 人とどまっている。国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、その最大の理由は、子育てや教育にお金がかかり過ぎることであることが示されている²。とりわけ、幼児教育と高等教育にかかる費用の負担が過重なものとなっている³。

² 国立社会保障・人口問題研究所「第 14 回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査」（2010 年）

³ 内閣府「子ども・子育てビジョンに係る点検・評価のための指標調査報告書」（2013 年）

- 多くの夫婦が第二子や第三子を断念する理由として教育費負担を挙げている状況を受け止め、解消していく手を打っていくことが求められる。

(2) 格差克服・機会均等（貧困対策等）

- 一億総活躍社会や地方創生の実現に向け、いわゆる貧困の連鎖を断ち切るため、教育における格差を克服し、一人ひとりの環境の底上げを図ることは、喫緊かつ最重要課題の一つである。
- 我が国の子供の貧困の状況は、世界的にも厳しい位置にあり、相対的貧困率は、OECD 加盟 34 か国中 29 位となっている⁴。家庭の社会経済的背景と学力や学習状況、大学等進学率には明らかな相関関係があり⁵、世代を超えた格差・貧困の連鎖、再生産を産み出さない対策が必要である。
- 現状を放置すれば、家庭の経済状況の二極化がさらに進行し、社会が不安定化することは避けられない。教育投資の充実によって、生まれに関わらず共通のスタートラインに立つことを保障し、格差・貧困の負の連鎖を断ち切り、分厚い中間層の創生と機会均等を保障していかなければならない。
- 大学進学率は県民雇用所得と相関関係があり、地方では進学率が低い傾向が見られ、大学進学率の地域間格差が進んでいる⁶。例えば、東京都と鹿児島県の大学進学率では、33 ポイントもの開きがあり、この格差は年々広がっている⁷。
- 幼児教育の無償化と高等教育段階の教育費負担軽減を実施した場合、労働生産性と出生率、女性の就労率が上がり、子供の貧困率が下がるとの研究結果も示されている⁸。特に、経済的な困難を抱える家庭の子供が早期から教育・保育を受けることで、社会的能力が高まり、貧困の連鎖を断ち切ることにつながる、といったことに配慮した教育投資が必要となっている。

(3) 社会全体の生産性の向上・資質能力の向上

- 近い将来、我が国の労働人口の約半数が人工知能やロボットに代替されるとの推計も出されるなど、第4次産業革命や、シンギュラリティ⁹の時代とも呼ぶべき、大きな社会変革が予見される。こうした予見不能な時代に

⁴ OECD Family Database “Child poverty” (2014)。「相対的貧困率」とは、購買力や生活水準よりも、国内の所得の分布や格差に注目する指標で、所得中央値の一定割合（50%が一般的）を下回る所得しか得ていない者の割合。

⁵ お茶の水女子大学「平成 25 年度全国学力・学習状況調査の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」（2014）、東京大学大学院教育学研究科・大学経営・政策研究センター「高校生の追跡進路調査第 1 次報告書」（2007）

⁶ 内閣府「県民経済計算」（2012）、文科省「学校基本統計」（2012）

⁷ 文科省「学校基本統計」（2016）

⁸ 柴田悠 京都大学大学院人間・環境学研究科准教授「子育て支援が日本を救う」（2016）、「教育無償化と財源案」平成 29 年 2 月 22 日特命チーム配布資料

⁹ シンギュラリティ（Singularity）とは、人工知能が人間の能力を超えることで起きる出来事を指す。

対応していくため、イノベーションを創出する人的資本・知的資本への投資が重要となる。

- 社会全体の生産性や一人ひとりの資質能力の向上を図ることが経済成長には不可欠であり、例えば、
 - ・ 初等中等教育分野への投資効果について、他の様々な分野の経済政策と比較した場合、10年以上の長期では、成長率への効果が最も大きいという分析結果¹⁰、
 - ・ 大卒の労働者と高卒の労働者との間には生涯賃金に約7,000万円の開きがあるとの分析結果¹¹、
 - ・ 大学卒業者一人当たりの公財政教育支出に対しての便益（税収増加額、失業による逸失税収抑制額、失業給付抑制額、犯罪費用抑制額）は約2.4倍になって社会に還元されるとの分析¹²、
 - ・ 幼児教育段階は生涯にわたる人格形成や、認知・非認知能力を育成する上で極めて重要であり、その投資効果は収益率が年7～10%、費用対効果で見れば3.9～6.8倍という試算¹³、が示されている。
- こうした社会効果を踏まえた教育投資が求められている。

4. 「教育アベノミクス」による成長の牽引

- 我が党は、持続可能な我が国社会の実現に向けて、アベノミクスと並び、教育再生を最優先課題の一つとしている。もとより、新たな価値創造や経済成長など社会の活力は、社会全体に存在する知識・能力の総量（人的資本）や人々のつながり（社会関係資本）の強さに左右される。特に、我が国において、「人的資本は生産資本（機械設備、建物等）を大きく上回る最大の資本」となっていることを踏まえれば、人への投資、なかんずく教育投資は極めて重要である¹⁴。
- つまり、教育再生は、デフレからの脱却や富の拡大により経済の好循環を目指すアベノミクスと政策目的が極めて整合的である。また、高齢者、若者、障害者、男女、ひとり親家庭、所得の多寡といった個人の状況を問わず、ライフステージを通じて新たな知識・スキルの習得を通じて社会参画できるようにし、全国津々浦々でそうした学習環境を実現する意味で、我が党、政府が進める一億総活躍社会、働き方改革、地方創生とも軌を一にするものである。加えて、前述のような社会効果を踏まえれば、教育投

¹⁰ 森川正之 独立行政法人経済産業研究所（RIETI）理事・副所長「経済成長政策の定量的効果について：既存研究に基づく概観」RIETI Discussion Paper Series 15-P-001、「教育と経済」平成29年3月29日特命チーム配布資料

¹¹ 労働政策研究・研修機構「ユースフル労働統計2015」

¹² 国立教育政策研究所にて試算（平成24年時点）

¹³ 教育再生実行会議「教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について（第八次提言）」（平成27年）

¹⁴ 平成29年4月5日特命チーム配布資料（松山健士・榊日本総合研究所顧問）

資に力を入れていくことは、極めてアベノミクスと整合性の高い政策である。

- こうした考えに立ち、アベノミクスの成長戦略を、教育投資を通じた、国民一人ひとりの成長によって牽引する「教育アベノミクス」として、ここに提唱する。この「教育アベノミクス」の考えに基づく施策により、一人ひとりの国民は、「自分と家族の人生が、どう変わるか」をライフステージごとに具体的にイメージができ、一生涯に渡り、自分の資質能力を向上させ、充実した人生を送りながら、社会に参画し、社会便益を生み出すことができ、それがひいては我が国全体の成長を促すことにつながる。
- 以下のような社会の実現が「教育アベノミクス」の目指す姿である。
 - ① 貧困や逆境にあっても、意欲さえあれば、誰もが最高の教育を受けられる社会
 - ② 人生の途中で挫折しても、再び教育を受けることで、何度でも挑戦できる社会
 - ③ 誰もが、生涯にわたって教育を受け、働き続けることのできる社会
 - ④ 高度な教育を受けることで、より大きな働き甲斐と生き甲斐を感じられる社会
 - ⑤ 一人ひとりの学び方、生き方を、教育を通じて社会全体で相互に支援する社会

5. 教育投資の対象

- 我が国では、特に、幼児教育段階と高等教育段階に対して、公的負担が少ない反面、私費負担の割合が著しく大きい現状にある。そこで、基礎的な教育段階である初等中等教育はもちろんであるが、中でも家計の負担が大きい幼児教育段階と高等教育段階に優先的に投資することで、こうした状況を打破し、少子化解消、格差克服、機会均等（貧困対策等）、生産性の向上や人々の資質能力の向上等につなげていくことが重要である。
- 投資に当たっては、教育無償化・教育費負担軽減の拡充の観点と、教育の質の向上という観点の双方からの検討が必要である。
- 教育投資の財源の確保が必要となる施策について、特に、学校段階ごとに整理すると、以下のようにになると考える。

（1）幼児教育

- ① 方向性
- 幼児教育は生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う重要な学校段階であることに鑑み、全ての子供が質の高い幼児教育を受けられるよう、我が党の公約である幼児教育の無償化（3歳から5歳児）を加速するとともに、子ども・子育て支援新制度に基づく幼児教育等の質の向上（職員の

配置や処遇の改善等) を着実に進める。

② 所要額

- 子ども・子育て支援新制度に基づき消費税により充当される 0.7 兆円程度とは別に、更なる「質の向上」のために必要な額 (0.3 兆円) と、幼児教育の無償化に必要と試算された額 (0.7 兆円) を合算して 1 兆円が必要となる。

- ・「質の向上」のために必要な額 (0.3 兆円)
職員配置の改善、小学校との接続の改善等

- ・幼児教育の無償化に必要と試算された額 (0.7 兆円)
幼児教育 (幼稚園・保育所等) の保育料の無償化 (3～5 歳)

(注) 子ども・子育て支援新制度に基づく質の向上 (職員配置の改善等) や、0～2 歳の保育料の負担軽減策 (0.4 兆円) については、消費税見直しの議論や、こども保険の制度化の議論のなかでも検討

(2) 初等中等教育

① 方向性

- 基礎的な教育段階として、極めて重要な意義を持っていることに鑑み、学習指導要領に基づく新時代に必要な資質・能力を育成する必要がある。
- このため、教員の質の向上に向けた取り組みとともに、教職員や専門スタッフの充実などの指導体制の整備や、ICT 活用による学びの革新、学校施設の整備による環境整備が必要である。さらに、義務教育の無償性の趣旨をより広く実現するために、学校給食費の負担軽減が必要である。
- また、約 98% の子供が進学する国民的教育機関である高校段階では、能力・適性・関心に応じて多様な教育の機会が開かれるよう、高等学校等就学支援金等の拡充により、授業料の実質的無償化を含む教育費負担軽減を図ることが考えられる。

② 所要額

[教育費負担の軽減]

- ・高等学校等就学支援金

経済状況にかかわらず全ての高校に通う生徒に全国の私立高校授業料平均額を上限として授業料を支援 (0.3 兆円)

- ・高校生等奨学給付金

年収約 590 万円未満世帯 (注) まで対象を拡大し給付額を拡充 (0.2 兆円)

(注) 現行の高校生等奨学給付金は、生活保護世帯・非課税世帯が対象である。ここでは、高等学校等就学支援金の加算が年収約 590 万円未満世帯を対象としていることを参考にした。

- ・学校給食の普及・充実 (給食実施率の向上、給食費負担軽減)

年収 600 万円未満世帯（要保護・準要保護を除く。）の給食費の半額を
支援 (0.1 兆円)

[ICT 環境の整備]

1 人 1 台の教育用コンピュータの配備 (1800 億円)
学習用ソフトウェア等の整備 (600 億円) (0.2 兆円)

[国公立学校施設整備]

学校施設については、老朽化の解消・耐震化の完了により安全・安心を確保するとともに、新たな学びやイノベーション創出など社会の変革に対応した施設に更新していくことが必要。このためには、中長期にわたる継続的な投資が必要不可欠。

→ 今後の学校施設（幼稚園～大学）の整備の需要に対応するための所要額を、これまでの施設整備の実績等も考慮し、試算した年額の施設整備費
(1.8 兆円)

(3) 高等教育

①方向性

- 高等教育は、国民の知の基盤を支え、人生の付加価値を飛躍的に増加させるとともに、イノベーションを創出し、国の競争力を高める原動力となる重要な役割を持つ。
- 喫緊の課題として、大学改革、アクセスの機会均等、教育研究の質の向上を同時一体的に推進していくことにより、人的資本・知的資本の形成を図る高等教育の充実を大胆に進めていくことが重要である。
- 今後、18 歳人口の大幅な減少の中で、特色ある「足腰の強い」大学づくりを進めていくためには、大学間の連携・統合を含めた高等教育のシステム改革を当然進めていかなければならない。その際、自治体や地域の産業界との連携強化、教育の質の向上と教育成果の徹底した情報公開、外部資金導入など大学の経営力の強化を進めるとともに、改革が進まず学生確保ができない大学の円滑な撤退手続きなどを含め、効果的な対応策が必要である。
- 高等教育機関への進学率は、昭和 30 年度の約 10%から現在は約 80%にまで飛躍的に高まっており、高等教育は、多くの国民が修学し、知識や技能を身に付けるための基本的な社会インフラとなってきた。こうした観点からは、高等教育は全ての国民に開かれた教育段階として位置づけられなければならない。
- アクセスの機会均等の観点からは、低所得層の進学を後押しし、所得の増加を図ることにより、格差の固定化を解消するため、授業料支援や奨学金の充実が必要である。

- 加えて、中所得層にとっても高額な授業料は大きな負担となっており、出生率向上の最大のネックとなっている。
- 知識集約型の産業構造への変化が進む中、高度な教育が求められる社会を維持、発展させていくためには、社会の責任で層の厚い人材を育成するという観点から、新たな教育投資により授業料の引き下げや無償化の検討が必要である。こうした負担軽減は、キャリアアップを目指す社会人や新たな就業を目指す者の知識の習得など、生涯を通じた学び直しの促進にもつながる。
- 社会による教育費の負担を基本としつつ、個人的便益の一部を社会に還元する仕組みを検討する場合、オーストラリアの HECS¹⁵が参考になる。この制度では、在学中の授業料は無償であり、学生は入学時に納税者番号を登録し、卒業後に授業料相当額のうち一部を源泉徴収により納付（学生貢献分）、その他を政府が社会的便益相当として政府貢献分を負担するものである。これは卒業後の所得に応じて、高等教育費に対する負担を個人と社会とで分担する考え方に立つものである。
- 我が国においても、授業料を無償とし、卒業後の所得のうち一部を、次世代の高等教育を支えるための貢献費として納付する仕組みを導入することが考えられる。これは、親負担となっているこれまでの我が国の高等教育費負担を、子（本人）と社会で分担するものとするという意味で、学費負担の考え方に大きな転換をもたらすものであり、我が国の社会に大きなインパクトをもたらす可能性がある。制度の検討に当たっては、高等教育費に対して個人的便益分として納付する額の設定や納付を開始する収入額、年収に対する納付割合の設定など、様々な課題を検討する必要がある。
- 大学が、我が国の成長を支える質の高い人材を育成するとともに、イノベーションの拠点として国際競争力のある高い水準の研究成果を輩出し続けることができるよう、これからの大学の教育研究活動を支える若手研究者が活躍できる安定的雇用環境を確保するとともに、大学院博士課程学生に対する経済的支援を充実し、優秀な人材が知の拠点である大学において我が国の発展を促進する体制を整える。
- さらに、海外の大学で研鑽を積みたいと考える学生の海外留学支援や優れた留学生の戦略的受け入れを推進する。
- また、併せて大学の教育研究の質の向上は急務であり、その向上を促す方策を図る。

¹⁵ 高等教育拠出金制度（HECS: Higher Education Contribution Scheme）

②所要額

[低所得層の進学率の向上]

- ・ 授業料支援と奨学金の充実 (0.7兆円～)
 - 収入300万円未満の世帯に全額免除、300～500万円世帯に半額免除
(対象：大学、短大、高専、専門学校)
 - 給付型奨学金の拡充、所得連動返還型制度の有利子奨学金への適用

[中所得層も含めた負担軽減、高等教育の授業料の無償化]

- ・ 大学、大学院、短大、専門学校を対象に授業料を無償化した場合 (3.7兆円)
- ・ 国立大学の授業料相当額を大学から専門学校まで一律免除した場合
(国公立大学の授業料の無償化、私立大学の授業料負担軽減) (1.8兆円)

※さらに、所得制限、地域の進学率格差、多子世帯などの観点から様々な選択肢があり得る。

- ・ 上記1.8兆円に所得制限(900万円以下)を設けた場合 (1.3兆円)
- ・ 上記3.7兆円に所得制限(900万円以下)を設けた場合 (2.7兆円)
- ・ 地方大学に通う学生の授業料負担の軽減 (～0.9兆円)
(例：都市圏を除く私立大学生に対する授業料免除や地方国立大学の授業料免除枠の拡大等を実施する場合)

[成長を支える人材育成、高水準の研究成果輩出など大学の機能強化]

- ・ 質の高い学修成果をもたらす大学の教育研究体制の強化 (0.5兆円)
- ・ 若手研究者の安定的雇用の確保 (0.1兆円)
- ・ 優秀な博士課程の学生に対する経済的支援の充実 (0.1兆円)
- ・ 日本人学生の海外留学、外国人留学生の受入れ倍増の実現 (0.1兆円)

6. 教育財源について

- 教育投資を実現するには、恒久財源を含め安定的な財源の確保が不可欠である。もちろん、既存施策の無駄の排除や見直しによる財源の捻出や、寄附を始めとした民間からの資金確保にも積極的に取り組むことは言うまでもない。
- 一方、これまでとは次元の異なる抜本的な教育投資の必要性や緊急性に鑑みれば、従来のように、既存の教育財源を教育施策に充当するだけの発想を改め、税、保険、国債など幅広くかつ柔軟にその可能性を検討し、まとまった規模の新たな財源を作り出していくという発想転換が必要である。
- 恒久的な財源としては、国民的合意に基づく税で対応することが本来的には望ましい。教育投資のための恒久的な財源確保は待ったなしの状況であり、そのための税制改正は急務である。一方、消費税などその実現に向

けて時間がかかることも想定されるが、少子化対策や格差克服などに、もはや一刻の猶予も許されない。

- こうした考え方を踏まえ、以下、(1)～(3)の通り、税や保険、国債といった財源について候補を列記している。今後、その具体化に向けての議論を加速していく必要がある。

(1) 税

- 幼児教育は、この時期に適切な認知・非認知能力（生活習慣等）を身に付けられるかどうかで、それ以後の教育成果、ひいては社会的便益に大きな影響があることについて国内外で様々なエビデンスが示されている。また、既に9割以上の子供たちが何らかの幼児教育・保育を受けている現状があり、私的便益を受けている状況にある。
- これらを踏まえれば、私的便益と社会的便益の受益者である国民の幅広い層に追加的負担を求めるべきであり、国民の消費一般に対して広く公平に負担を求める性質を有する消費税のほか、相続税、所得税（例えば、諸控除の見直し）等の見直しによる財源の充当が候補となる。また、幼児教育の無償化については、所得再分配強化の観点から、特に相続税や所得税の見直しによる財源の充当が考えられる。なお、有識者からは、年金課税の累進化、資産課税の累進化、株式譲渡益課税の強化なども提案されており¹⁶、それらも検討に値する。
- 義務教育は、社会で自立的に生きる基礎を培うことや国家社会の形成者として基本的な資質を養うこと等を目指す教育であり、幼児教育段階と同様に、幅広い国民が私的便益、社会的便益の受益者であることから、消費税、相続税、所得税等の見直しによる財源の充当が候補となる。
- 高校教育については、社会のニーズに対応した実践的な教育機会の提供がなされていること、さらには、高等教育に継続する力を保障するとともに、資質能力の高い勤労者の供給にもつながることから、消費税、相続税、所得税のほか、資質能力の高い勤労者の供給を受ける側が財源を負担するという観点から、法人税による財源等の充当も候補となる。
- また、高校教育に係る教育費負担軽減策については、所得再分配強化の観点から、特に所得税（16～18歳の扶養親族に係る扶養控除の見直し等）や相続税の見直しによる財源の充当が考えられる。
- 高等教育については、学び直しの機会の整備や、社会のニーズに対応した実践的でレベルの高い教育による資質能力の高い勤労者の育成につな

¹⁶ 柴田悠 京都大学大学院人間・環境学研究科准教授「教育無償化と財源案」平成29年2月22日特命チーム配布資料

げていくことから、高校と同様に、消費税、相続税、所得税のほか、資質能力の高い勤労者の供給を受ける側が財源を負担するという観点から、法人税による財源等の充当も候補となる。また、高等教育に係る教育費負担軽減策については、所得再分配強化の観点から、特に所得税（18～22歳の扶養親族に係る特定扶養控除の見直し等）や相続税の見直しによる財源の充当が考えられる。

（2）保険

- 党内で議論が進められている「こども保険」については、幼児教育の無償化の財源として、重要な候補となる。その検討の前提として、少子化対策や子育て支援とともに、幼稚園等の保育料への充当も含め、我が国の将来を担う子供を育てるといった幼児教育を受けるための支援につながるような仕組みの構築が必要である。
- 雇用保険については、高等教育機関等における学び直しを支援する観点から、雇用保険を活用した教育訓練給付金制度について、その抜本的な強化を図っていくことが考えられる。

（3）国債

- 教育投資の財源として国債を充てることには、赤字国債と同じで将来世代に負担をつけ回すものであり、財政規律の観点から慎重に考えるべきという意見がある。
- その一方で、教育を無形資産として捉え、将来、雇用を生み出し税収増につながるなど社会的便益が高い点では、従来の有形資産と同等以上であり、将来世代に負担をつけ回すものではなく、未来への投資的経費として、教育のために国債を発行すべきとの考え方もある。
- 現在、進展している超スマート社会への動きを踏まえれば、人的資本や知的資本の重要性は更に高まっている。フランスでは、こうした考え方に沿って、高等教育や研究開発のための投資に充てるために国債発行がなされている¹⁷。また、5（3）で言及したオーストラリアの高等教育拠出金制度（HECS）¹⁸の制度創設のための財源に国債が充てられており、卒業後、学生貢献分として、拠出金が納付されている。この方式を我が国に導入した場合、国債の償還財源の一部とすることが考えられる。
- 国債発行に伴う負担や財政規律の課題を踏まえつつ、引き続き議論を進める必要がある。

¹⁷ フランスでは、2001年から「未来のための投資プログラム」（サルコジ国債）が発行され、高等教育分野に重点投資がなされている。

¹⁸ HECS: Higher Education Contribution Scheme。学生が卒業後に一定額以上の年収となった場合に、所得に応じて源泉徴収により高等教育拠出金を納付する制度。

(4) その他

- 今後、政府において、休眠預金等の活用の在り方について、検討が進められていくこととなっている。休眠預金等活用法の趣旨を踏まえ、どこまで教育分野に休眠預金等を活用できるか検討していく必要がある。
- また、学校における寄附の受け入れ体制の充実や寄附税制の検討等により、寄附を促進していくことも重要である。

7. 特に優先して取り組むべき事項の具体化に向けた道筋等

- 本チームとしては、新たな財源を確保し、先ず優先して取り組むべき事項として、教育を受ける側から教育投資の効果が高い幼児教育段階・高等教育段階、中でも、特に、幼児教育・保育の無償化（3～5歳児：0.7兆円、0～2歳児：0.4兆円）、高等教育の無償化も視野に入れた社会と個人が支える費用負担の大幅軽減の仕組み（規模は更に検討、HECS方式の活用を含む）が重要である。この具体化に向け、幼児教育・保育の無償化については、可及的速やかに取り組むとともに、高等教育の費用負担を社会と個人で支える新たな仕組みについては、18歳など若者の人口減少が本格化する2020年度からの本格的開始を目指して、必要な制度整備などの議論を進める必要がある。
- その際、政府全体の予算編成における重点投資による取組を加速するとともに、こども保険、税制改正等による恒久的な財源の確保の取組を進める。同時に、新たな制度をスタートさせるための教育投資の一環の財源としての国債活用についても検討すべきであると考えている。
- 今後、財政健全化目標との関係も整理しつつ、5に掲げた事項も合わせて、取り組むべき事項の重点化・絞り込み、具体的な制度の在り方や財源確保策等の議論を更に党内で進める必要がある。
- 政府においても、党の議論を踏まえ、高等教育における新しい仕組みの構築に向け、所要の検討を行う必要がある。

8. おわりに

- 本提言では、「人生100年時代」における働き方改革や、少子化の解消、格差克服・機会均等、社会の生産性向上や国民の資質能力の向上など社会課題の処方箋として、最も有効かつ必要なのは切れ目のない教育政策による人材育成であるとして、これまでとは次元の異なる抜本的な教育投資が必要であることを謳った。その前提に立ち、学校段階ごとに必要な施策や財源等について述べたところである。
- 各施策に取り組むに当たっては、教育普及の拡大など戦後70年の我が国の社会状況の変化を踏まえた発想が必要である。高校の進学率で見れば、

昭和 25 年度の 42.5%から、現在は約 99%に、高等教育進学率も、昭和 30 年度の 10.1%から約 80.0%にまで至っている。高等教育は、もはや限られた一部の者に対する特別なものではなく、国民の普通教育に準ずるものとして、意欲のある者全てに開かれたものとする視点が必要である。

- 一方、核家族化の進展やひとり親家庭の増加等、近年の家族形態が大きく変わってきているなか、保護者の生計で子供の教育費を支え続けていくことには、もはや限界がある。
- そうした状況に相応しい社会的インフラとしての教育システムを整えるため、教育投資を社会全体で行っていく必要がある。教育費負担においても、これまでの保護者の負担を前提とする考えを改め、教育の利益を享受する個人や社会全体で支える仕組みに転換していく必要がある。
- この場合、教育投資に必要な財源の確保は現世代の責任で対応することが基本であることは当然であるが、同時に将来に向かって国民が等しく教育機会を享受できる仕組みを構築する責任も現世代が負うべきであり、次世代にその責任を先送りすることはできない。
- こうした共通認識を国民全体で共有し、教育投資を社会全体で行っていくという発想に立ち、本提言の各施策を迅速に実現していくことを目指すものである。

「成長戦略のための人材教育部会」提言

(主査：山谷えり子 主査代理：渡辺博道、赤池誠章、上野通子、二之湯武史、丸山和也)

成長を牽引する人材像とその育成システムの構築

- グローバル化、社会の成熟化、価値観の多様化、18歳人口の急激な減少が進行し、今後10～20年で約半分の仕事が自動化されるとも言われる激動の時代である。社会全体の大きなパラダイム転換が進む中において、人材育成とイノベーションの中核たるべき大学は、それにふさわしい役割を果たしているのか。

特定の分野で真理の探究や知識の伝授を行う従来型の人材育成だけではなく、新たな社会的価値の創造やイノベーションの源泉となる21世紀型の人材育成や人材需要の変化に即応したリカレント教育を提供する大学への変貌が今まさに求められている。

- 第一に、イノベーション人材は、これまでのような細分化された専門分野に閉じこもる教育研究では育成し得ない。

一つの専門分野に深く通じながらも、他の分野についても専門性を持ち物事を俯瞰的な視野でとらえることのできる「T字型人材（高度デザイン人材）」は、複数の分野を融合・横断するような新しい学びの方法を導入することによって育成することができる。そのような人材により、例えば、人工知能、ビッグデータ、IoTなどの技術革新を社会実装につなげ、第4次産業革命や、「超スマート社会」（Society5.0）を実現することも可能となる。

- 第二に、海外では大学体系に位置付けられている実学・専門職分野（観光、農業、食、デザイン、ファッション、ヘルスケア、IT・コンテンツ等）における人材育成が遅れている。既存の大学では、産業界からの要請に十分に応える人材育成ができていない。専門職大学の制度化・充実が急務である。

- 第三に、大学は、社会の要請に十分応えられていないという批判を謙虚に受け止め、真に社会に開かれた存在となる必要があり、そのためには人事システムの大胆な改革やガバナンスの強化が不可欠である。

教学面では、明確に定められた3つのポリシーに基づく教育を本気で実現しなくてはならない。また、経営の在り方を刷新するとともに、経営基盤の強化に向け、収益力の向上にも取り組む必要がある。

教学、経営双方に関する情報公開の徹底を図り、大学の取組の現状に対する社会からの評価を真摯に受け止め、教育活動や経営、人事の改善に反映させていくエコシステム^(※)の構築が必要である。

※ 不断の大学改革が実践される、生態系システムのような環境・状態

1. 「T字型人材（高度デザイン人材）」の育成強化

- 一つの専門分野に深く通じながら、他の分野についても専門性を持つとともに、基礎的な教養も身に付け、物事を俯瞰的な視野でとらえることのできる「T字型人材（高度デザイン人材）」の育成こそが肝要である。
- そのため、既存の学部や研究科等の在り方の見直しや各分野の融合、海外の高度な専門教育機関との連携などを進めるための教育制度の改革を行う。併せて、リカレント教育の充実を図る。
- 「T字型人材（高度デザイン人材）」育成の先導役として、産業構造改革を促す工学分野や情報技術分野の人材育成に必要な工学系教育改革を推進する（学科等の定員の柔軟化、学士課程・修士課程6年一貫教育、文系や芸術系等の他分野も視野に入れたメジャー・マイナー制の導入など）。

2. 真に社会の要請に応える専門職大学の実現

- 実学・専門職分野（観光、農業、食、デザイン、ファッション、ヘルスケア、IT・コンテンツ等）を牽引する人材育成のため専門職大学の制度化とその充実が急務である。具体的な制度設計にあたっては、産業界との連携によるカリキュラム開発、長期間の企業内実習の実施、実務家教員の配置など実学を重視するとともに、変化に対応し社会に求められる人材育成を迅速に進めるための柔軟なシステムを構築する。
- 併せて、高等専門学校や専門学校等における産学連携の取組を推進する。

3. 自律的・継続的改革を促進するエコシステムの構築

- 大学が社会に真に開かれた存在として、地域の産業界や自治体等とも連携し、価値創造のための拠点として不断に変革を遂げるため、教学面、経営面の双方でのガバナンスを強化する。
- 現在の認証評価制度は外形的なものにとどまっており、各大学の改革を推進するインセンティブが働くシステムになっておらず、抜本的な改革が必要。
- 大学における改革の取組を適切に評価することにより、大学関係者の改革マインドを促し、自律的・継続的な改革を促すエコシステムの構築が急務。
 - ・改革マインドを持ち、優れたリーダーシップを発揮する大学トップ層の育成
 - ・大学の特色に応じた客観的・定量的なKPIに基づく評価とその結果の国立大学法人運営費交付金や私学助成への反映
 - ・産業界、自治体、学生等のステークホルダーからの評価の強化と、その結果についての情報発信の徹底

「学校・家庭・地域の教育力部会」提言

(主査：福井照 主査代理：中根一幸、石井浩郎、上野通子)

多くの人の眼差しを受けながら、多くの人から声をかけられながら、
お世話してくれる多くの人の姿を見ながら大きくなりたい

～誰ひとり見捨てない、誰ひとり忘れない～

～教育は、「共育」へ 子供たちをともに見守り、ともに育む社会の構築を目指して～

ひとりひとりの子供たちを、大人たちが学校、家庭、地域の様々な立場から
関心を持ち、見守り、そっと寄り添い、そっと声をかけて、「子供たちをとも
に見守り、ともに育む社会」を構築し、教育を「共育」へと転換

- チーム学校の推進
- 学校と地域のシームレスな連携・協働
- 地域と協働した家庭教育支援の充実

1. 基本的な考え方

- 近年の社会状況の変化に伴い地域や家庭の教育力の低下が指摘され、学校の教育現場が抱える課題が複雑化・困難化し、教師への負担が増大している中で、学校教育の土台となる家庭、地域が担うべき役割とは何かを意識しつつ、世代間の助け合いを進めることや、学校や家庭以外の地域の多様な人材が「ナナメの関係」で子供の成長を支えていく社会を実現することが必要。このため、学校、家庭、地域の教育力の充実に向けた施策の全国的な展開が不可欠。
- 社会総掛かりで貧困の連鎖を断ち切るためにも、教育と福祉部局との連携を強化し、学校をプラットフォームとして機能させていくことが求められている。
- 心豊かな人生の実現に向けて、ひとりひとりが必要とするきめの細かい支援が受けられるよう、「子供たちをともに見守り、ともに育む社会」を構築し、教育を「共育」へと転換していくために、必要な財源を確保し、以下の施策に重点的に取り組むことを提唱。

2. 重点的に取り組むべき施策

1. チーム学校の推進

- 「チーム学校運営の推進等に関する法律案」の早期成立
- 学校と福祉をつなぐスクールソーシャルワーカーの配置充実、教育にも福祉にも通じた人材の育成

2. 学校と地域の連携・協働

- 全国的に「コミュニティ・スクール」の取組を推進・加速
- 地域全体で子供の成長を支える「地域学校協働活動」を全国的に推進
- 全小学校区で放課後子供教室を推進、原則無料の学習支援（地域未来塾）を全国展開

3. 地域と協働した家庭教育支援の充実

- 「家庭教育支援チーム」の組織化の支援など、家庭教育支援を総合的に推進
- 生活習慣づくり“早寝早起き朝ごはん”の推進
- 図書館を活用した読書活動等、地域の教育資源を活用して困難を抱える親子を支援 等

「学校・家庭・地域の教育力部会」提言

多くの人の眼差しを受けながら、多くの人から声をかけられながら、
お世話してくれる多くの人の姿を見ながら大きくなりたい

～誰ひとり見捨てない、誰ひとり忘れない～
～教育は、「共育」へ 子供たちをともに見守り、ともに育む社会の構築を目指して～

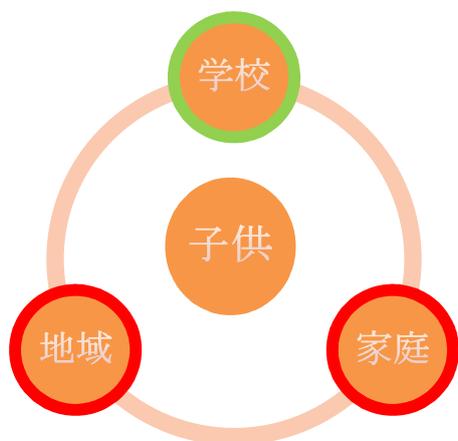
1. 基本的な考え方

近年、核家族化の進展や三世帯世帯の割合の減少、ひとり親世帯の増加、地域社会のつながりの希薄化といった社会状況の変化に伴い家庭や地域の教育力の低下が指摘されているとともに、今後、女性活躍社会の実現に向けた取組の推進等を踏まえると、世代間の助け合いを進めることや、学校や家庭以外の地域の多様な人材が「ナナメの関係」で子供の成長を支えていく社会を実現することが必要であり、家庭や地域の教育力の充実に向けた支援の強化は急務である。

また、いじめ・不登校等への対応や子供の貧困の問題、障害のある児童生徒や外国人児童生徒の増加など、学校の教育現場が抱える課題が複雑化・困難化し、教師への負担が増大している中、学校のみでこうした課題を解決することは困難である。

一方、経済的な理由等により困難を抱えている家庭やその子供に対しては、福祉部局等関係機関やNPO等との連携を強化し、これまで取り組んできた様々な支援をより一層実効性のあるものとしていくことが必要であり、社会総掛かりで貧困の連鎖を断ち切るためにも、学校をプラットフォームとして機能させていくことが求められている。

本部会においては、これらの課題の解決に果敢に取り組む「現場」の方々の生の声を聞くため、有識者ヒアリング、視察等を積極的に行ってきた。そして、これらの課題が非常に切実であることを改めて認識するとともに、国民の心豊かな人生を実現するため、ひとりひとりがきめ細かな支援を受けられるように必要な対策を進めなければならないとの意を強くした。



こうした状況を踏まえると、学校教育の土台となる家庭、地域が担うべき役割とは何かを意識しつつ、必要な財源を確保し、「チーム学校」の推進はもちろんのこと、幅広い地域住民等の参画により子供たちの成長を支え地域を創生する「地域学校協働活動」の推進や、地域で家庭を支える「家庭教育支援チーム」の普及促進をはじめとする地域と協働した家庭教育支援の充実など、学校、家庭、地域の教育力の充実に向けた施策を全国的に展開していくことも必要不可欠である。

これらを通じ、ひとりひとりの子供たちをひとりひとりの大人たちが学校、家庭、地域の様々な立場から関心を持ち、見守り、そっと寄り添い、そっと声をかけて、未来を担う子供たちを社会全体で育む、「子供たちをともに見守り、ともに育む社会」を構築し、教育を「共育」へと転換していくことを提唱する。

2. 重点的に取り組むべき施策

1. 「チーム学校」の推進等

(1) 「チーム学校」の推進

- 「次世代の学校指導体制」の確立のために質・量とも十分な教職員を確保した上で、校長のリーダーシップの下、教職員が心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフ等と連携・分担しつつ、それぞれの専門性を十分に発揮する体制を整備するとともに、地域住民や関係団体・機関との連携・協働を促進するため、昨年通常国会に提出した「チーム学校運営の推進等に関する法律案」(議員立法)の早期成立を目指す。また、これを踏まえ、政府において「チーム学校」の実現に向け、予算措置・法令改正の検討をさらに進める。
- 学校と福祉機関等が連携して子供が置かれた様々な環境に働きかけ、子供やその家庭が抱える問題を解決していく体制を整備するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置充実を図るとともに、学校の教職員の養成において、福祉機関等との連携・協働やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフ等との連携・分担について学ばせるなど、教育にも福祉にも通じた人材を育成する。
- 学校図書館は、子供にとって心の居場所となることも期待されており、開館時間の延長や魅力ある蔵書の整備などに向け、学校司書の配置を促進する。また、子供たちの読書活動を推進するため、公共図書館と連携して、子供が司書の仕事を体験する「子供司書」など地域の特色ある取組を促す。

(2) 学校を起点とした教育・福祉の包括的支援

- 虐待につながる恐れのある家庭の子供等に対し、教育と福祉の包括的な支援が就学前から切れ目なく行われるよう、教育、福祉等の関係機関やNPO法人等の関係者間でのシームレスな情報共有や協働促進が円滑に進むための枠組みの構築や、個人情報取扱いの在り方についての検討を行うとともに、学校と関係者間のコーディネートを行うスクールソーシャルワーカーや教師の配置の促進等を行う。

2. 学校と地域の連携・協働

(1) コミュニティ・スクールの設置促進等による学校と地域の連携・協働の推進

- 地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」への転換を図るため、今国会において改正された地方教育行政法を踏まえ、全ての公立学校が「コミュニティ・スクール」(学校運営協議会を通じて保護者や地域住民等がその運営に参画する学校)となることを目指し、各教育委員会等の取組を一層推進・加速するための方策等を通じ、全国的に学校と地域との組織的・継続的な連携・協働体制を確立する。このため、第3期教育振興基本計画期間中に、コミュニティ・スクールと(2)の地域学校協働活動の一体的な取組をさらに加速する。
- “よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」という理念を共有し、学校のグランドデザインを地域との連携のもと作成していく。
- スクールガード・リーダー(学校安全ボランティアの指導者)の活用等により、地域ぐるみで子供の安全を見守る体制を整備する。
- 幅広い地域住民等の参画による子供の見守りや地域の活性化を推進するため、学校施設の有効利用、管理運営の工夫、地域住民等が集えるコミュニティスペースの整備等により、

学校の地域開放を促進する。

- 教員が地域と円滑に連携・協働していく上で必要となる資質・能力を育成するため、教職課程や教員研修の充実等を図るとともに、教員を目指す学生のインターンシップにおいて、放課後子供教室、土曜学習といった地域学校協働活動への参加を促進する。

(2) 地域学校協働活動の推進

- 今国会において改正された社会教育法に基づき、幅広い地域住民等が参画し、郷土学習、地域行事、学びによるまちづくり、部活動の支援、登下校の見守りといった、地域全体で子供たちの成長を支え地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進する。地域づくりの拠点でもある公民館・図書館等との連携も図りつつ、地域住民と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員等の配置や研修を促進することにより、平成34年度末までに、全小中学校区において地域学校協働活動を推進する。
- 放課後や土曜日等の居場所をつくり、教育・体験・スポーツ・読書活動を充実するため、地域住民、NPO・企業等の協力により、平成31年度末までに、全小学校区（約2万カ所）で放課後子供教室（うちその半数を放課後児童クラブとの一体型）を実施する。このため、教育と福祉部局等の連携を図りつつ、優良事例を収集・周知することなどにより取組を促進する。また、地域や企業・NPO等の多様な経験・技能を持つ外部人材の参画を促進し、全国各地における土曜日等の教育・体験・スポーツ活動を推進する。
- 未来を担う子供たちが、家庭の経済状況をはじめ、子供たちが抱える様々な課題に関わらず、それぞれの夢にチャレンジできる社会を実現するため、地域住民、NPO・企業等の協力により学習が遅れがちな中学生・高校生等に対する原則無料の学習支援（「地域未来塾」）を、平成31年度末までに5,000中学校区（全中学校区の半数）で実施し、高校生への支援を全国展開する。
- 高校生らがまちづくりの手法等を学び、地域の大人とともに地域課題を解決する取組等を促進、支援する。

3. 地域と協働した家庭教育支援の充実

(1) 地域における家庭教育支援の総合的な推進

- 全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、就学時健診、入学説明会、保護者会、参観日など多くの保護者が集まる機会や企業内における従業員向けの研修・セミナー等を活用した家庭教育に関する学習機会の提供を行うとともに、子育てのヒントとなる情報を集約した啓発資料を作成する。
- 家庭教育支援員などの地域人材を中心とした家庭教育支援チーム（子育て経験者をはじめとする地域の人材を活用して、保護者への学びの場の提供等地域の実情に応じた多様な支援を行う体制）の組織化を支援し、学習機会の提供、親子参加型行事の企画、世代間の交流、相談対応等、家庭や地域の状況に応じた支援のコーディネート体制を整備する。また、保護者と同じ目線に立って寄り添う伴走型の家庭教育支援員の養成・研修を充実させ、地域に支えられた親が地域を支える支援員へと循環していく人材養成の仕組みの構築を図る。
- 乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援を実現するため、子育て支援や保健等の福祉サービスと家庭教育支援とを一体的に提供する体制の整備を図る。保護者のニーズや悩みをワンストップで受け止めることのできる人材の確保・養成及び配置を促進する。
- 困難な状況にある親の社会参画のきっかけ作りとするため、地域学校協働活動のひとつとして、地域の行事や清掃活動など、親自身や親子での参加型の行事、世代間の交流やボランティア活動等の取組を支援する。
- 家庭教育支援に関する法制度の検討を進める。

(2) 訪問型家庭教育支援の推進

- 保護者のライフスタイルの多様化や地域社会のつながりの希薄化等に伴い、支援が行き届きにくい事情を抱える保護者に対してきめ細かな対応を図るため、保護者の話に丁寧に耳を傾けることができる地域人材を中心として、訪問型家庭教育支援を一層推進する。その際、スクールソーシャルワーカー等の専門的な人材も活用し、教育と福祉の連携を図る。
- 訪問型支援を行うに当たっては、専門的な見地からのアプローチや事前情報の収集・分析が必要であるため、ケース会議等において関係者間で地域の实情に応じた情報共有がスムーズに行われるよう家庭教育支援チームと学校、教育委員会、福祉部局等が連携する仕組みを構築する。
- 訪問型家庭教育支援を入口として、支援が行き届きにくかった保護者を学びの場や地域との交流の場につなぎ、家庭の教育力を高めることを支援しつつ、貧困、不登校等の様々な課題を抱えた家庭の实情に応じて、保護者からの相談への対応や適切な支援等の情報提供を行い、必要に応じて専門機関への橋渡しを行う等の先駆的な支援モデルを開発する。

(3) “早寝早起き朝ごはん”などの子供のための生活習慣づくり

- ライフスタイルの多様化やスマートフォンの普及などにより、子供たちの生活習慣の乱れが学習意欲や体力・気力の低下の要因の一つとして指摘されており、社会全体で子供の基本的な生活習慣改善の機運を醸成することが必要である。このため、調査研究を推進し、スマートフォン等の適切な利用方法を含めた啓発資料を作成するとともに、研究発表会を開催するなど、子供から大人までの生活習慣づくりを地域等と連携を図りながら推進する。
- 社会的自立に向け、子供たちがお手伝いなどの役割を担い家族の一員として主体的に家庭生活に参画する取組を進めるとともに、生活を主体的にコントロールする力を育成するために、チェックシートを活用した睡眠習慣改善の実証研究や、地域や家庭と連携した生活習慣改善の取組を実施する。
- 子供たちの基本的な生活習慣の維持・向上を図るため、「早寝早起き朝ごはん」運動を推進するためのフォーラムの開催、中学校における実践的な取組に対する支援等を行うとともに、学校給食等の機会を活用した食に関する正しい知識と望ましい食習慣等に関する指導の充実など、学校における食育を推進する。

(4) 地域の教育資源を活用した体験格差の解消

- 教育格差・子供の貧困問題を解消するため、教育行政と福祉行政の連携を国・地方の双方においてより一層強化して困難を抱える親子をサポートし、図書館資源を活用した読書活動支援、親子の学ぶ場・居場所づくりや、高校中退者への学習支援、自然体験活動支援等の取組を推進するべく実証研究を行うとともに、全国への活動の展開方策を検討する。
- 公共図書館等の社会教育施設における職員の育成において、福祉機関等との連携・協働について学ばせるなど、教育にも福祉にも通じた人材を育成する。また、公共図書館が、読書のみならず、地域における子育て支援や世代間交流、コミュニティづくりの拠点となる取組を促す。
- 地域ぐるみで子供や高齢者の孤立化・孤食化防止に対応し、世代間の交流を促進するため、公民館活動における子供や高齢者の孤食を支える取組や親子と地域住民の交流を促進する取組等の周知を図るなど、それぞれの地域における取組を促す。